

令和4年6月28日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市情報公開総合推進審議会

会長 小 林 伸 一

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて（答申）
令和4年5月31日付け木総第417号で諮問のありましたこのことについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「新法」という。）の趣旨を踏まえ、検討を行った結果下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項(1)について

新法第89条第2項の規定により、開示請求に係る手数料については、実費の範囲内において条例で定める必要がある。額を定めるに当たっては、新法第89条第3項の規定により、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

現行の木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）のとおり、個人情報の閲覧による開示の請求に係る手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚あたり10円とすることは、新法の趣旨に適合しており、適切であると考え。

2 諮問事項(2)について

新法第60条第5項の規定により、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、条例で要配慮個人情報の規定を定めることができる。

木更津市においては、現時点で著しい差別、偏見の原因となるような特有の事象は認識できず、条例で要配慮個人情報として規定すべきことはないといえる。そのため、本諮問は適切であると考え。

ただし、条例要配慮個人情報の規定を定める必要性については、社会の動向等を注視しながら、今後も検討を要する。

3 諮問事項(3)について

個人情報保護条例第7条第1項の個人情報取扱事務の届出は、新法第75条第1項の個人情報ファイル簿と比べると、公表の対象となる個人情報の範囲が広範である。しかも、同届出は、個人情報保護条例第7条第5項の規定によって、市民への公表が義務づけられるのに加え、個人情報保護条例第7条第6項の規定により木更津市情報公開総合推進審議会への報告も義務づけられる。

このような個人情報取扱事務の届出制度を新法の施行後も維持することは、実施機関による個人情報の収集、保管、利用の適法性と適切性のより一層の確保につながる。この点に鑑みて、本諮問は適切であると考ええる。

ただし、事務の負担が増える可能性があることから、個人情報取扱事務の届出制度の在り方については継続して検討することが望ましい。

4 諮問事項(4)について

新法第78条第2項の規定により、木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号。以下「情報公開条例」という。）における開示情報と不開示情報との調整を行うことができる。

しかし、新法の開示情報及び不開示情報について、現行の情報公開条例との間に不合理が生じないことが確認できることから、開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことは適切であると考ええる。

ただし、第三者に当たる公務員の氏名については、新法第78条第1項第2号の個人が識別できる情報として不開示情報に該当するが、同号イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報として、不開示情報の例外とされている。第三者に当たる公務員の氏名が慣行として公開されているか不明な場合については、新法第86条第1項の規定により、当該公務員に意見書を提出する機会を与えるべきである。

5 諮問事項(5)について

新法第108条の規定により、新法第83条第1項の開示決定の期間（開示請求があった日から30日以内）を短縮する規定を設けることができる。

しかし、開示決定の期間を短縮する規定を設けないことにより、開示にかかる文書をこれまで以上に慎重に審査することが可能となる。この点に鑑みて、本諮問は適切であると考ええる。

ただし、30日より早く開示決定を行うことが可能な場合には、可及的速やかに開示決定を行うことが必要である。

また、新法では、任意代理人に対しても保有個人情報の開示が可能となることから、より慎重な審査を行う必要がある。なりすましや利益相反の防止といった観点から、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて確認する旨の規定を検討することが望ましい。